

Tax Analysis

「資本項目外貨業務ガイドライン（2023 年版）」（意見募集稿）の公布 国内居住者個人の特別目的会社にかかる外貨登記管理の新しい動向

Authors :

Pauline Zhang

Partner

Tel : +86 10 8520 7502

E-mail : paubzhang@deloitte.com.cn**Kelly Wang**

Senior Manager

Tel : +86 10 8512 5421

E-mail : kellychwang@deloitte.com.cn

資本項目外貨業務の処理効率をより一層向上させ、業務プロセスを簡素化し、实体经济向けサービスを最適化するために、国家外貨管理局は「資本項目外貨業務ガイドライン（2020 年版）」（以下、「2020 年版ガイドライン」）を改訂・整備し、「資本項目外貨業務ガイドライン（2023 年版）（意見募集稿）」（以下、「2023 年版ガイドライン」）を作成した。2023 年版ガイドラインは 2023 年 11 月 16 日に公布され、当月にパブリックコメント募集が行われた。2023 年版ガイドラインは 2020 年版ガイドラインと比べて、章節を調整、最新法規や行政機関の改革要件との整合を取り、管理の最適化と規定の詳細化を行うことで、外貨業務の手続簡素化と利便性向上を図った。国内投資家が留意すべき点として、国内居住者個人の特別目的会社にかかる外貨登記管理規定は、旧ガイドラインよりも詳細に定められた。

国家外貨管理局が 2014 年に公布した「国内居住者の特別目的会社経由の海外投融资と本国資金還流にかかる外貨管理の関連問題に関する通知」（匯發[2014]37 号。以下、「37 号通達」）の規定により、国内居住者個人が「投融资を目的として、国内居住者個人が合法的に保有している国内企業の資産・權益、或いは国内居住者個人が合法的に保有している国外の資産・權益を用いて、国外で直接設立したまたは間接的に支配している国外企業」（すなわち「特別目的会社」）を通じて、国内で直接投資活動を行う場合、外貨管理を司る行政機関がその登記管理を担当する。従って、国内居住者個人が国内外の適法資産・權益を以て特別目的会社に出資する場合、相応の外貨登記手続きを行わなければならない。

37 号通達に掲載された資本項目外貨業務について、今回公布された 2023 年版ガイドラインは 2020 年版ガイドラインに対して適切な調整を行っており、特別目的会社登記における真実性審査と情報開示要件を明確化するとともに、独立の章節を設けて、補充登記手続きについて定めた。本 Tax Analysis では、2023 年版ガイドラインの変更点を整理し、私どもの所見を共有する。

政策の変更点

真実性審査と情報開示要件の明確化

2023 年版ガイドラインにおける条項改訂

8.3 国内居住者個人の特別目的会社の外貨登記・変更登記・抹消登記

審査の必要書類

.....

二、国内居住者個人の特別目的会社の外貨変更登記

- 1.書面申請、「国内居住者個人の国外投資外貨登記表」（1 式 2 部）付
- 2.旧「国内居住者個人の国外投資外貨登記表」と業務登記証憑
- 3.国内居住者個人の身分証明文書
- 4.変更事項に関する真実性証明書類

審査原則

一、国内居住者個人の特別目的会社の外貨登記

.....

4.....国内居住者個人は、直接設立したまたは直接支配している（即ち、「第 1 階層」）特別目的会社のみに関する外貨登記を行う必要がある。

.....

7.銀行は、国内居住者個人の特別目的会社の外貨登記を取り扱う際、「国内居住者個人の国外投資外貨登記表」に銀行業務専用印で捺印し、二部のうち一部を審査用に保管し、一部を登記申請者に返還する。登記時に、銀行は備考欄に融資会社と本国資金還流会社の名称、所在地などの情報を明記する必要がある。登記時点で関連情報が不明である場合、推定情報を記入し、将来、情報が確定した後に変更することができる。

二、国内居住者個人の特別目的会社の外貨変更登記

.....

5.変更登記時に、特別目的会社の投資ストラクチャーの内、融資会社と本国資金還流会社に変更がある場合、銀行は備考欄における融資会社と本国資金還流会社の記載情報を変更する必要がある。

解説と考察

2020 年版ガイドラインに比べて、2023 年版ガイドラインでは、「国内居住者個人の特別目的会社の外貨変更登記」の「審査の必要書類」に、「変更事項に関する真実性証明書類」が追加された。

2023 年版ガイドラインは、37 号通達の規定を踏襲して、「国内居住者個人は、直接設立したまたは直接支配している（即ち、「第 1 階層」）特別目的会社のみ外貨登記を行う必要がある」と定めた。また、2023 年版ガイドラインに、銀行での新規登記時または変更登記時の情報開示要件が追加されており、即ち、銀行は「国内居住者個人の国外投資外貨登記表」の備考欄に融資会社と本国資金還流会社の情報を明記しなければならない。当該情報開示要件の追加から、本国資金還流の真実性に対する外貨管理局の注目度の向上が窺える。2023 年版ガイドラインの施行後、本国資金還流に関する情報をどの程度に、どのように開示すべきか（例えば、全ての出資階層にある国外特別目的会社の情報を開示する必要があるか、また、どのように開示すべきかなど）について、引き続き実務に留意し、所轄行政機関の見解と具体的な施策を把握する必要がある。

For more information, please contact :

Tax & Business Advisory

JSG Tax team

National Leader

Andrew Zhu

Partner

Tel : +86 10 8520 7508

E-mail : andzhu@deloitte.com.cn

Northern China

Angela Zhang

Partner

Tel : +86 10 8520 7526

E-mail : angelazhang@deloitte.com.cn

Eastern China

Jeff Xu

Partner

Tel : +86 21 6141 1278

E-mail : jexu@deloitte.com.cn

Southern China

Raymond Tang

Partner

Tel : +852 2852 6661

E-mail : raytang@deloitte.com.hk

Western China

Frank Tang

Partner

Tel : +86 23 8823 1208

E-mail : ftang@deloitte.com.cn

二重身分を有する国内個人を国外個人とみなす規定の削除

2023 年版ガイドラインにおける条項改訂

8.3 国内居住者個人の特別目的会社の外貨登記・変更登記・抹消登記

審査原則

一、国内居住者個人の特別目的会社の外貨登記

……

2. 「国内居住者個人」は、中華人民共和国居民身分証、軍人身分証明書、武装警察身分証明書を所持する中国公民のほか、中国国内の合法的な身分証明書を所持しないものの、経済的利益により中国国内に長期的に居住する国外個人を含む。その内、「中国国内の合法的な身分証明書を所持しないものの、経済的利益により中国国内に長期的に居住する国外個人」とは、パスポートを所持する外国籍公民（無国籍者を含む）及び港澳居民来往内地通行证、台湾居民来往大陸通行证を所持する香港・マカオ・台湾居住者を指す。具体的には、下記の通りである。

- (1) 中国国内で恒久的な住所を有するが、海外旅行・就学・治療・仕事・海外居住要求への対応などの要因で一時的に恒久的な住所を離れ、これらの要因が解消した後、恒久的な住所に戻る自然人
- (2) 国内企業の内資権益を保有する自然人
- (3) 保有していた元の国内企業の内資権益が外資権益に変更されたが、この権益を依然として最終的に保有する自然人

国内居住者個人が国外投資外貨登記を行う際に、合法的な身分証明書（居住者身分を証明する書類、パスポートなど）を以て外貨登記を行わなければならない。また、外国人永久居留証などは、外貨登記に使用できない。

パスポートを所持する外国籍公民（無国籍者を含む）及び港澳居民来往内地通行证、台湾居民来往大陸通行证を所持する香港・マカオ・台湾居住などの国外個人は、国内で国外投資外貨登記を行う際に、真実性証明書類（例えば、中国国内で購入した不動産、内資権益などに関わる財産権利証明書類など）を提出し、審査を受ける必要がある。

解説と考察

2020 年版ガイドラインにおいて、「二重身分を有する国内個人は、国外個人とみなされる。前述の「二重身分を有する国内個人」とは、中国国内の合法的な身分証明書と国外（香港・マカオ・台湾を含む）の合法的な身分証明書の両方を所持する個人を指す。その内、「国外（香港・澳門・台湾を含む）の合法的な身分証明書」は通常、中国国外の永久居留権を証明する書類を指す」と規定されている。2023 年版ガイドラインでは、上述の規定が削除された。

「国内居住者個人の特別目的会社の補充外貨登記」章節の新規追加

2023 年版ガイドラインにおける条項改訂

2.3 国内居住者個人の特別目的会社の補充外貨登記

授權範圍

国内居住者個人が国内の資産・権益を以て特別目的会社に出資する場合、国内企業の資産・権益の所在地の外貨管理局にて国内居住者個人の特別目的会社の補充外貨登記を行わなければならない。複数の国内企業の資産・権益を以て出資し、且つこれらの資産・権益が複数の外貨管理局の管轄下である場合、国内居住者はその中から主要な資産・権益を選び、その所在地の外貨管理局にて補充外貨登記を行わなければならない。国内居住者個人が国外の合法的な資産・権益を以て特別目的会社に出資する場合、戸籍所在地の外貨管理局にて補充外貨登記を行わなければならない。

解説と考察

37号通達では、「国家外貨管理局及びその支局（以下、「外貨管理局」）は合法性、合理性などの原則に基づき国内居住者個人の特別目的会社の補充外貨登記を実施する」と明確に定められた。特別目的会社の外貨登記に関するすべての規定を1つの章にまとめた2020年版ガイドラインと比べて、2023年版ガイドラインは、特別目的会社の補充外貨登記に関する規定を独立の章節（即ち、「2.3 国内居住者個人の特別目的会社の補充外貨登記」）にまとめ、実務上問題が多発した補充外貨登記にガイドラインを提供した。

上記の変更により、国内居住者個人の特別目的会社に関する補充外貨登記は指定の外貨管理局で、新規登記、変更登記と抹消登記は銀行で手続きを行う必要があることが明確化された。業務の授權範囲に関する記述は、2020年版ガイドラインと比べて、より明確なものとなっている。

一部の補充外貨登記における審査の必要書類と審査原則の変更

2023年版ガイドラインにおける条項改訂

2.3 国内居住者個人の特別目的会社の補充外貨登記

審査の必要書類

1. 書面申請、「国内居住者個人の国外投資外貨登記表」（1式2部）付
2. 国内居住者個人の身分証明文書
3. 特別目的会社の登記登録書類、及び株主或いは実質的な支配者の身分を証明する書類（例えば、株主名簿、出資者名簿など）
4. 国内外企業の意思決定機関による国外投融資の決議書
5. 国内居住者個人が国外投融資による国内企業の資産・権益を直接または間接に保有すること、又は国内居住者個人が国外資産・権益を合法的に保有することに関する証明書類
6. 特別目的会社による本国資金還流に合法的な投資ストラクチャー（或いは潜在的な投資ストラクチャー）があることを証明する書類
7. 融資の資金源を証明する書類（融資契約書、銀行取引明細書などを含む）
8. 特別目的会社への出資（国内の資産・権益の直接的或いは間接的な組み入れ、国外への出資を含む）に関する証明書類
9. 特別目的会社及び本国資金還流会社のクロスボーダー収支に関する証明書類（ある場合）
10. 委託代理協議書と代理者の身分証明書（他人に委託する場合）

審査原則

1. 国内居住者個人が国外で特別目的会社を設立し、その登記完了前に、特別目的会社の登録費用の支払い（海外支払いを含む）のほか、当該特別目的会社に対してその他の出資（国内の資産・権益の直接的或いは間接的な組み入れ、国外への出資を含む）を行い、且つ特別目的会社による本国資金還流に合法的な投資ストラクチャー（或いは潜在的な投資ストラクチャー）がある場合、国外特別目的会社の補充登記を外貨管理局に申請し、申請書に出資状況と出資事由を詳細に説明しなければならない。

.....

4. 国内居住者個人が国内外の適法資産・権益を以て特別目的会社に出資したが、規定通りに国外投資外貨登記を行わず、関連主体が外貨管理規定に違反した疑いがある場合、外貨管理局は法律に従って対処しなければならない。

.....

8.3 国内居住者個人の特別目的会社の外貨登記・変更登記・抹消登記

審査原則

一、国内居住者個人の特別目的会社の外貨登記

.....

4. 国内居住者個人は、登記前に国外で特別目的会社を設立できるが、登録完了前に、特別目的会社の登録費用の支払い（海外支払いを含む）を除き、当該特別目的会社に対してその他の出資（国内の資産・権益の直接的或いは間接的な組み入れ、国外への出資を含む）を行ってはならない。さもなければ、本ガイドラインの「2.3 国内居住者個人の特別目的会社の補充外貨登記」に基づき外貨管理局で手続きを行う必要がある。

.....

前述の通り、37号通達では、「外貨管理局は合法性、合理性などの原則に基づき国内居住者個人の特別目的会社の補充外貨登記を実施する」と規定されている。2020年版の業務ガイドラインでは、「国内居住者個人が国内外の適法資産・権益を以て特別目的会社に出資したが、規定通りに国外投資外貨登記を行わなかった場合、外貨管理局に説明書を提出して事由を詳しく説明した後、外貨管理局は個別案件業務集団審査制度に従って審査を実施する上で補充登記を実施する。外貨管理規定に違反した疑いがある場合、法律に従って行政処罰を与える」と規定されている。過去の実務から見ると、合法性・合理性原則に関する詳細な説明がなく、改善の余地があった。実務上、補充登記をスムーズに実施できない可能性があり、補充登記を順調に完了できるか否かは不透明であった。

2023年版ガイドラインでは、補充登記が求められる状況として、「特別目的会社の登録費用の支払い（海外支払いを含む）のほか、当該特別目的会社に対してその他の出資（国内の資産・権益の直接的或いは間接的な組み入れ、国外への出資を含む）を行い、且つ特別目的会社による本国資金還流に合法的な投資ストラクチャー（或いは潜在的な投資ストラクチャー）がある場合」と明確に規定されている。2020年版ガイドラインと比べて、2023年版ガイドラインでは、本国資金還流の投資ストラクチャーに対する注目度が高まり、補充登記が求められる状況の記述がより明確になっており、将来における本国資金還流の投資ストラクチャーに関する補充外貨登記に寄与することが期待される。

補充登記における審査の必要書類について、2020年版ガイドラインと比べて、2023年版ガイドラインでは、本国資金還流に関する書類（例えば、「特別目的会社による本国資金還流に合法的な投資ストラクチャー（或いは潜在的な投資ストラクチャー）があることを証明する書類」、「特別目的会社及び本国資金還流会社のクロスボーダー収支に関する証明書類」）の提出要求が追加されており、本国資金還流の真実性に対する外貨管理局の注目度の向上が窺える。

まとめ

国内投資家によるクロスボーダー資本流動は、プロジェクトの性質・規模によって、複数の行政機関（例えば、発展改革委員会、商務部、外貨管理局など）から審査を受ける可能性があり、それに伴い、関連するコンプライアンス義務が発生する可能性がある。国内居住者個人の視点から見て、クロスボーダー資本流動に関するルール及び管理体制は発展途上であり、行政機関は制度の模索において慎重な態度を取っている。37号通達と資本項目外貨業務ガイドラインからなる国内居住者個人の特別目的会社の外貨登記制度は、国内個人の国外投融資に対する外貨管理分野における数少ない具体的なルールの一つであり、これを「国内個人が合法的に国外直接投融資業務を展開する際の指針」と認識する見解も存在する。上述を受けて、37号通達に定められた特別目的会社の外貨登記義務をどのように履行すべきかは、国内投資家にとって注目すべき課題である。

2023年版ガイドラインでは、本国資金還流の真実性審査と情報開示要件が強化されている。上述の政策方針は2023年版ガイドラインの細則の公布と実施に伴い、将来の実務に反映されることが想定される。2023年版ガイドラインの最終版はまだ公布されていないが、国外投融資と本国資金還流を計画している個人投資家は、意見募集稿を閲覧する上で、将来の政策変更によってもたらされる登記手続きと投融資計画への影響を分析し、外貨管理等の政策の動向に留意し、対応策を講じることが推奨される。また、2023年版ガイドラインに対してコメント又はアドバイスがある場合、適切なルート（例えば、専門機関又は所轄の行政機関）を通じて企業側の要望を伝えることが推奨される。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information, please contact:

China

Victor Li

Tax Managing Partner
Tel : +86 755 3353 8113
Fax : +86 755 8246 3222
E-mail : vicli@deloitte.com.cn

Northern China

Xiaoli Huang

Partner
Tel : +86 10 8520 7707
Fax : +86 10 6508 8781
E-mail : xiaolihuang@deloitte.com.cn

Eastern China

Maria Liang

Partner
Tel : +86 21 6141 1059
Fax : +86 21 6335 0003
E-mail : mliang@deloitte.com.cn

Southern China

Jennifer Zhang

Partner
Tel : +86 20 2885 8608
Fax : +86 20 3888 0115
E-mail : jenzhang@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang

Partner
Tel : +86 23 8823 1208
Fax : +86 23 8857 0978
E-mail : ftang@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

China National Tax Technical Centre

E-mail : ntc@deloitte.com.cn

National Leader Partner/ Northern China

Julie Zhang

Partner
Tel : +86 10 8520 7511
Fax : +86 10 6508 8781
E-mail : juliezhang@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu

Partner
Tel : +86 21 6141 1262
Fax : +86 21 6335 0003
E-mail : kzhu@deloitte.com.cn

Western China

Tony Zhang

Partner
Tel : +86 28 6789 8008
Fax : +86 28 6317 3500
E-mail : tonzhang@deloitte.com.cn

Southern China (Mainland)

German Cheung

Director
Tel : +86 20 2831 1369
Fax : +86 20 3888 0115
E-mail : gercheung@deloitte.com.cn

Southern China (Hong Kong)

Chik, Doris Wai Chi

Director
Tel : +852 2852 6608
Fax : +852 2543 4647
E-mail : dchik@deloitte.com.hk

JSG Tax team

華北地区

北京

浦野 卓矢

Partner
Tel : +86 10 8512 5524
Email : turano@deloitte.com.cn

華東地区

上海

板谷 圭一

Partner
Tel : +86 21 6141 1368
Email : kitaya@deloitte.com.cn

華東地区

上海

中野 隆正

Senior Manager
Tel : +86 21 3313 8800
Email : tnakano@deloitte.com.cn

華南地区

廣州

左 迪

Partner
Tel : +86 20 2831 1309
Email : ezuo@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Deloitte CN, Marketing by email at cimchina@deloitte.com.hk

About Deloitte

Deloitte China provides integrated professional services, with our long-term commitment to be a leading contributor to China's reform, opening-up and economic development. We are a globally connected and deeply locally-rooted firm, owned by its partners in China. With over 20,000 professionals across 30 Chinese cities, we provide our clients with a one-stop shop offering world-leading audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory, business advisory and tax services.

We serve with integrity, uphold quality and strive to innovate. With our professional excellence, insight across industries, and intelligent technology solutions, we help clients and partners from many sectors seize opportunities, tackle challenges and attain world-class, high-quality development goals.

The Deloitte brand originated in 1845, and its name in Chinese (德勤) denotes integrity, diligence and excellence. Deloitte's professional network of member firms now spans more than 150 countries and territories. Through our mission to make an impact that matters, we help reinforce public trust in capital markets, enable clients to transform and thrive, empower talents to be future-ready, and lead the way toward a stronger economy, a more equitable society and a sustainable world.

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the "Deloitte organization"). DTTL (also referred to as "Deloitte Global") and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region.

Please see www.deloitte.com/about to learn more.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms or their related entities (collectively, the "Deloitte organization") is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related